裁判所職員総合研修所事務局次長　谷口　勝保
大阪家庭裁判所首席家庭裁判所調査官を命ずる
山形家庭裁判所首席家庭裁判所調査官　原　千枝子
裁判所職員総合研修所事務局次長を命ずる（以上八月一日）
東京地方裁判所判事　小泉　博嗣
最高裁判所事務総局民事局長を免ずる
最高裁判所事務総局行政局長の兼務を免ずる
東京高等裁判所判事に補する
同　林　道晴
司法研修所事務局長を免ずる
最高裁判所事務総局民事局長を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局行政局長を命ずる
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　笠井　之彦
司法研修所教官に充てるとともに司法研修所事務局長を命ずる（以上八月三日）

○任期終了退官
簡易裁判所判事　君野　弘征　同　田中　昭雄　同　伊藤　みさ子
及び同佐藤晃は七月三十一日限り任期終了

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、八月九日シンガポール国の国祭日につき、同月七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年８月11日

国土交通大臣　金子　一義

1　監督命令をした年月日　平成21年７月31日
2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　日本ＥＲＩ株式会社　東京都港区赤坂８丁目５番26号　代表取締役　中澤　芳樹
3　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、法令遵守を社内に徹底するための業務改善計画書を平成21年８月31日までに提出すること。また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会の審議等を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。
4　監督命令の原因となった事実　確認検査の業務に従事する確認検査員が、法第61条に適合しない建築計画を看過し、確認済証を交付させた。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年８月11日

国土交通大臣　金子　一義

1　監督命令をした年月日　平成21年７月31日
2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社ジェイ・イー・サポート　本社　広島県広島市中区小町２番30号　札幌支社　北海道札幌市北区北７条西２丁目６番地　東京支店　東京都千代田区内神田１丁目９番12号　代表取締役　石山　講
3　監督命令の内容　指定確認検査機関が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、法令遵守を社内に徹底するための業務改善計画書を平成21年８月31日までに提出すること。また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会の審議等を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。
4　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関である株式会社ジェイ・イー・サポートは、特定行政庁と事前相談を行い、特定行政庁が当該建築物の計画について建築基準関係規定に適合しないと判断する可能性があると認識していたにもかかわらず、建築基準法第18条の３第３項に反し、確認審査等に関する指針第１第５項第２号又は同項第３号に規定する「適合しない旨の通知書」等の交付を行わず、敢えて、同指針第１の５第１号の「確認済証」を交付した。その結果、当該特定行政庁から法第６条の２第11項の規定による「適合しないと認める旨の通知」を受け、確認済証の効力が失効した。

指定確認検査機関に対する処分の公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「法」という。）第77条の35第２項第１号の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年８月11日

国土交通大臣　金子　一義

1　処分をした年月日　平成21年７月31日
2　処分を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社ジェイ・イー・サポート　本社　広島県広島市中区小町２番30号　札幌支社　北海道札幌市北区北７条西２丁目６番地　東京支店　東京都千代田区内神田１丁目９番12号　代表取締役　石山　講
3　処分の内容　法第77条の35第２項第１号の規定により、平成21年８月10日から１月間、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第15条各号に規定する確認検査の業務の停止を命ずる。

この業務の停止の期間中に行えない行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　機関省令第15条各号に規定する確認検査に係る契約を新たに締結する行為。
二　既に締結した契約の変更により、機関省令第15条各号に規定する確認検査の業務を追加する行為。
三　業務の停止の期間満了後において前号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為。

4　処分の原因となった事実　指定確認検査機関である株式会社ジェイ・イー・サポートは、特定行政庁と事前相談を行い、特定行政庁が当該建築物の計画について建築基準関係規定に適合しないと判断する可能性があると認識していたにもかかわらず、建築基準法第18条の３第３項に反し、確認審査等に関する指針第１第５項第２号又は同項第３号に規定する「適合しない旨の通知書」等の交付を行わず、敢えて、同指針第１第５項第１号の「確認済証」を交付した。その結果、当該特定行政庁から法第６条の２第11項の規定による「適合しないと認める旨の通知」を受け、確認済証の効力が失効した。

公　告

諮　事　項

工場財団

島根県大田市大田町大田ロ1089番地４**石見銀山テレビ放送株式会社**の島根県大田市大田町大田ロ1089番地４石見銀山テレビ放送株式会社についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成21年８月11日

松江地方法務局出雲支局

有権者申出方

元当局所属公証人小野澤峯藏の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成21年８月11日　札幌法務局

建築基準適合判定資格者に対する処分の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項第３号の規定による処分をしたので、建築基準法第77条の62第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年８月11日

中部地方整備局長　富田　英治

1　処分をした年月日　平成21年７月30日
2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　伊藤　哲男　第4857号
3　処分の内容　確認検査業務の禁止１月
4　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築基準関係規定に適合しない建築計画を看過し、確認済証を交付させた。